

令和2年2月7日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会長 佐々木 宏 幸 様

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款
調査研究会運営委員会
委員長 佐々木 宏幸

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当委員会の活動にご理解・ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年5月に成立した改正民法が今年4月に施行されます。

今回改正された民法は、契約に関する基本的なルールが大きく変わり、建築設計・監理等の契約についても、改正内容をどのように取り込んでいくかについて検討を重ねてまいりましたが、この度、改正案をとりまとめることができ、公表する運びとなりました。

今般の改正を契機に民法改正に伴う改正のほか、令和元年の建築物の意匠に係る「意匠法」の改正を受けて、「意匠権の登録等」「意匠権の利用等」などの条文・条項の新設、業務委託書の見直しなども行っています。

改正の詳しい内容につきましては、別添の「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正について」、新旧対照表等を参照くださいますようお願いいたします。

改正民法に対応したこの四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款による契約の締結が広まることにより、建築設計業務のさらなる健全化に寄与できれば幸甚です。

つきましては、貴団体におかれましては、当約款改正案を会員各位にご周知くださいますようお願いいたします。

頒布開始日等につきましては、下記のようになります。

記

1. 頒布開始日

2020年3月下旬（予定）

詳細は改めてご連絡いたします。

2. 改正の概要

別添の「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正について」の通り。

3. その他

四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書類（小規模版）につきましても、あわせて改正版を発行する予定です。

頒布価格、販売方法等はこれまで通りで変更はありません。